

『共済だより』令和6年1月号における誤植について

『共済だより』令和6年1月号「貯金事務取り扱いについてのお願い」(23頁)において、誤植がありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

記

誤： 例 令和6年3月31日まで任意継続組合員資格がある（資格喪失日は令和5年4月1日）場合

正： 例 令和6年3月31日まで任意継続組合員資格がある（資格喪失日は令和6年4月1日）場合